

小泉首相の靖国神社参拝と違憲判決

澤 喜司郎

はじめに

小泉首相の靖国神社参拝(2001年8月)を憲法違反とする判決が2004年4月7日に福岡地方裁判所(亀川清長裁判長)で言い渡された。判決は「本件参拝は宗教とのかかわり合いを持つものであり、その行為が一般人から宗教的意義を持つものにとらえられ、憲法上問題のあり得ることを承知しつつされたものであって、その効果は神道の教義を広める宗教施設である靖国神社を援助、助長、促進するものというべきであるから、憲法二十条三項によって禁止されている宗教的活動に当たると認めるのが相当である。従って、本件参拝は憲法二十条三項に反するものというべきである」というものであった。なお、憲法二十条三項とは「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」としたものである。

この判決に対して、読売新聞によれば、小泉首相は「何で憲法違反なのかわかりませんね。伊勢神宮にも参拝していますけどね。同じ神社なのに」と記者団の質問に答えるとともに参拝を続ける意志を明らかにし¹⁾、福田官房長官は「国の考え方と異なる見解が示されたことは遺憾だ」として過去の政府見解に基づく首相の靖国神社参拝は違憲ではないという考え方を示し、また自民党の安倍幹事長は「政教分離(原則)には目的効果基準があり、参拝は

1) 朝日新聞は、違憲判決に対して小泉首相が「なぜ憲法違反かわからない」と発言し、参拝を続ける姿勢を示したことに対して、政教分離訴訟などにかかわってきた九州・山口の関係者たちが「国内はもとより、アジアの人の感情も逆なです。違憲判決が出ても平気で参拝を続けようとする精神が、イラクへの自衛隊派遣に結びついている」「イラクで自衛隊に犠牲者が出たら、首相は『尊い犠牲として奉ろう』という狙いで靖国参拝を続ける気ではないか」「首相は平和を誓うために靖国参拝するという。そのうち平和のための戦争と言うだろう」として強く反発していたと報じている。

憲法違反にならない範囲だ」との見解を示した。これに対して、公明党の神崎代表は「一審とはいえ、憲法違反との判断が示されたことは、重く受け止めるべきだ。首相は靖国神社参拝を自粛すべきだと思う」と語り、民主党の菅代表は「司法の一つの判断として、それなりの重みは持っている。アジア諸国との関係が重要な中で、(靖国神社参拝は)首相として無責任な行動だ」と批判した。さらに、共産党の志位委員長は「非常に画期的で重要な判決。首相は靖国神社への参拝は、きっぱり中止するという立場をとるべきだ」とし、社民党の又市幹事長は「近隣諸国との友好関係の最大の阻害要因を首相自らが作ってきた。判決を重く受け止め、今後こういうことの絶対ないよう求めていきたい」としていた²⁾。

このように、小泉首相の靖国神社参拝を違憲とした判決は政界に大きな波紋を投げかけたばかりか、「首相の靖国参拝に、判決は一步踏み込んで警告を発したが、出口の見えない状況が改めて照らし出された」(朝日新聞)といわれており、本稿では国際関係問題という視点からこの福岡地裁判決について若干の検討を試みたい³⁾。

2) 読売新聞によれば、違憲判決について古賀誠氏(日本遺族会会長)は「誠に残念だ。私は決して憲法違反だとは思っていない」と述べ、平沼赳夫氏も「信条の自由も憲法にある。憲法違反とは思わない」としている。また、判決翌日の衆院憲法調査会では福岡地裁判決の評価をめぐって与野党議員が厳しく対立し、民主党の仙谷由人氏は「堂々たる判決だ」と評価し、「首相は憲法尊重、擁護の義務を負っているが、一地裁の一裁判官の判決だとして、歯牙にも掛けず参拝を続けるのではないか」と述べて司法の違憲判断に実効性を持たせるための憲法裁判所の必要性を主張した。共産党の山口富男氏も「この判決を受け、首相はきっぱり靖国参拝をやめるべきだ」と強調し、これに対し自民党の杉浦正健氏は「今の憲法は宗教施設への参拝自体を違憲とはしていないと思う」とし、森岡正宏氏も「なぜ国家を代表する首相が、国家のため命を落とした人々を祭る神社に行ってはいけないのか。慰霊は当然だ」と反論した(「共同通信」4月8日12時2分更新)と伝えられている。

3) 本稿では朝日、毎日、読売各紙の2004年4月8日付朝刊の記事、浦部法穂氏(名古屋大学教授)、百地章氏(日本大学教授)へのインタビュー記事(朝日新聞)、井上薫(横浜地裁判事)「やっぱりヘンだよ『靖国参拝』蛇足判決」、『週刊新潮』2004年4月22日号、等を主たる資料としている。

I 判決の前提と本質

小泉首相の靖国神社参拝を憲法違反とした福岡地裁の判決は、「本件参拝については、小泉首相は公用車を使用して靖国神社に赴き、秘書官を随行させ『内閣総理大臣小泉純一郎』とあえて内閣総理大臣の肩書を付して記帳し、『献花内閣総理大臣小泉純一郎』との名札を付した献花をした。参拝に先立ち、福田康夫官房長官は『小泉内閣総理大臣の談話』を発表。参拝後、小泉首相は公的参拝か私的参拝かについてはこだわらないものであって、内閣総理大臣である小泉が参拝した旨語り、公的参拝であることを明確には否定していないことなどが認められる。これらの諸事情に照らせば、参拝は行為の外形において内閣総理大臣の職務の執行と認められ、国家賠償法一条一項にいう《職務を行うについて》に当たる」とした⁴⁾。このことについて、竹内

4) 「小泉内閣総理大臣の談話」(平成13年8月13日)は、「わが国は明後8月15日に、56回目の終戦記念日を迎えます。21世紀の初頭にあつて先の大戦を回顧するとき、私は、肅然たる思いがこみ上げるのを抑えることができません。この大戦で、日本は、わが国民を含め世界の多くの人々に対して、大きな惨禍をもたらしました。とりわけ、アジア近隣諸国に対しては、過去の一時期、誤った国策にもとづく植民地支配と侵略を行い、計り知れぬ惨害と苦痛を強いたのです。それはいまだに、この地の多くの人々の間に、癒しがたい傷痕となって残っています。私はここに、こうしたわが国の悔恨の歴史を虚心に受け止め、戦争犠牲者の方々すべてに対し、深い反省とともに、謹んで哀悼の意を捧げたいと思います。私は、二度とわが国が戦争への道を歩むことがあってはならないと考えています。私は、あの困難な時代に祖国の未来を信じて戦陣に散っていった方々の御霊の前で、今日の日本の平和と繁栄が、その尊い犠牲の上に築かれていることに改めて思いをいたし、年ごとに平和への誓いを新たにしていまいりました。私は、このような私の信念を十分説明すれば、わが国民や近隣諸国の方々にも必ず理解を得られるものと考え、総理就任後も、8月15日に靖国参拝を行いたい旨を表明してきました。しかし、終戦記念日が近づくとつれて、内外で私の靖国参拝是非論が声高に交わされるようになりました。その中で、国内からのみならず、国外からも、参拝自体の中止を求める声がありました。このような状況の下、終戦記念日における私の靖国参拝が、私の意図とは異なり、国内外の人々に対し、戦争を排し平和を重んずるというわが国の基本的考え方に疑念を抱かせかねないということであるならば、それは決して私の望むところではありません。私はこのような国内外の状況を真摯に受け止め、この際、私自らの決断として、同日の参拝は差し控え、日を選んで参拝を果たしたいと思っています。総理として一旦行った発言を撤回することは、慙愧の念に堪えません。しかしながら、靖国参拝に対する私の持

重年氏(関東学園大学教授)は「地裁判決とはいえ、靖国参拝を《首相の職務行為》にとらえ、政教分離原則に反すると真正面から判断したのは大きな意義がある」(毎日新聞)としている。つまり、判決は小泉首相の参拝を公的参拝と認定し違憲としたのである。

かかる公的(式)参拝の定義(見解)については、三木内閣は1975年8月15日に①公用車は使わない、②玉ぐし料は私費負担、③内閣総理大臣と記帳しない、④公職者を随行させないものを私的(私人)参拝としたが、福田内閣は1978年10月17日に「玉ぐし料などの公費支出がない限り、私人の立場と見るべきだ。肩書記帳も慣例化しており、私人の立場は損なわれない」という公私の区別に関する政府統一見解を公表した。しかし、鈴木内閣が1980年11月17日に「公式参拝は違憲とも合憲とも判断できないが、違憲であるとの疑いを否定できない」としたように、公式参拝に関する政府の見解は揺れ続いていた。そのため、中曽根内閣において設置された藤波官房長官の私的諮問機関「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」が1985年8月9日に「公式参拝は可能」との報告書をまとめ、同年8月14日に藤波官房長官は「二礼二拍一礼といった神道形式によらない参拝ならば公式参拝は違憲ではない」という談話を発表したのである⁵⁾。

論は持論としても、現在の私は、幅広い国益を踏まえ、一身を投げ出して内閣総理大臣としての職責を果たし、諸課題の解決にあたらなければならない立場にあります。私は、状況が許せば、できるだけ早い機会に、中国や韓国の要路の方々と膝を交えて、アジア・太平洋の未来の平和と発展についての意見を交換するとともに、先に述べたような私の信念についてもお話したいと考えています。また、今後の問題として、靖国神社や千鳥が淵戦没者墓苑に対する国民の思いを尊重しつつも、内外の人々がわだかまりなく追悼の誠を捧げるにはどのようにすればよいか、議論をする必要があると私は考えております。国民各位におかれては、私の真情を、ご理解賜りますよう切にお願い申し上げます」というものであった。

5) 政府統一見解についての昭和55年11月17日における衆議院議員運営委員会理事会での宮沢官房長官の説明は「政府としては、内閣総理大臣その他の国务大臣が国务大臣としての資格で靖国神社に参拝することは、憲法二十条三項との関係で問題があるとの立場で一貫してきている。右問題があるということの意味は、このような参拝が合憲か違憲かということについては、いろいろな考え方があり、政府としては違憲とも合憲とも断定していないが、このような参拝が違憲ではないかとの疑いをなお否定できないという

しかし、判決は「靖国神社への参拝に関しては、過去を振り返れば数十年前からその合憲性について取りざたされ、『靖国神社法案』も断念され、歴

ことである。そこで政府としては、従来から事柄の性質上慎重な立場をとり、国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは差し控えることを一貫した方針としてきたところである」であり、昭和55年11月17日の政府統一見解の変更に関する政府の見解についての昭和60年8月20日における衆議院内閣委員会での藤波官房長官の説明は「政府は、従来、内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することについては、憲法二十条三項の規定との関係で違憲ではないかとの疑いをなお否定できないため、差し控えることとしていた。今般『閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会』から報告書が提出されたので、政府としては、これを参考として鋭意検討した結果、内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣としての資格で、戦没者に対する追悼を目的として、靖国神社の本殿又は社頭において一礼する方法で参拝することは、同項の規定に違反する疑いはないとの判断に至ったので、このような参拝は、差し控える必要がないという結論を得て、昭和55年11月17日の政府統一見解をその限りにおいて変更した」というものであった。

なお、昭和60年8月14日の藤波内閣官房長官談話「内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国神社公式参拝について」は「明日8月15日は、『戦没者を追悼し平和を祈念する日』であり、戦後40年に当たる記念すべき日である。この日、内閣総理大臣は靖国神社に内閣総理大臣としての資格で参拝を行う。これは、国民や遺族の方々の多くが、靖国神社を我が国の戦没者追悼の中心的施設であるとし、同神社において公式参拝が実施されることを強く望んでいるという事情を踏まえたものであり、その目的は、あくまでも、祖国や同胞等を守るために尊い一命を捧げられた戦没者の追悼を行うことにあり、それはまた、併せて我が国と世界の平和への決意を新たにすることでもある。靖国神社公式参拝については、憲法のいわゆる政教分離原則の規定との関係が問題とされようが、その点については、政府としても強く留意しているところであり、この公式参拝が宗教的意義を有しないものであることをその方式等の面で客観的に明らかにしつつ、靖国神社を援助、助長する等の結果とならないよう十分配慮するつもりである。また、公式参拝に関しては、一部に、戦前の国家神道及び軍国主義の復活に結び付くのではないかとの意見があるが、政府としては、そのような懸念を招くことのないよう十分配慮してまいりたいと考えている。さらに、国際関係の面では、我が国は、過去において、アジアの国々を中心とする多数の人々に多大の苦痛と損害を与えたことを深く自覚し、このようなことを二度と繰り返してはならないとの反省と決意の上に立って平和国家としての道を歩んで来ているが、今般の公式参拝の実施に際しても、その姿勢にはいささかの变化もなく、戦没者の追悼とともに国際平和を深く念ずるものである旨、諸外国の理解を得るよう十分努力してまいりたい。なお、靖国神社公式参拝に関する従来の政府の統一見解としては、昭和55年11月17日に、公式参拝の憲法適合性についてはいろいろな考え方があり、政府としては違憲とも合憲とも断定していないが、このような参拝が違憲ではないかとの疑いをなお否定できないので、事柄の性質上慎重な立場をとり、差し控えること

代の内閣総理大臣も慎重な検討を重ねてきたものであり、中曽根康弘・元内閣総理大臣の参拝時の訴訟においては大阪高裁の判決の中で、憲法二十条三項所定の宗教的活動に該当する疑いが強く、同条項に違反する疑いがあることも指摘され、常に国民的議論が必要であることが認識されてきた。しかるに、本件参拝は、靖国神社の合憲性について十分な議論も経ないままなされ、その後も参拝が繰り返されてきた」としている⁶⁾。

を一貫した方針としてきたところである旨表明したところである。それは、この問題が国民意識と深くかかわるものであって、憲法の禁止する宗教的活動に該当するか否かを的確に判断するためには社会通念を見定める必要があるが、これを把握するに至らなかったためであった。しかし、このたび、『閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会』の報告書を参考として、慎重に検討した結果、今回のような方式によるならば、公式参拝を行っても、社会通念上、憲法が禁止する宗教的活動に該当しないと判断した。したがって、今回の公式参拝の実施は、その限りにおいて、従来の政府統一見解を変更するものである。各閣僚は、内閣総理大臣と気持ちを同じくして公式参拝に参加しようとする場合には、内閣総理大臣と同様に本殿において一礼する方式、又は、社頭において一礼するような方式で参拝することとなるが、言うまでもなく、従来どおり、私的資格で参拝することなども差し支えない。靖国神社へ参拝することは、憲法第二十条の信教の自由とも関係があるので、各閣僚自らの判断に待つべきものであり、各閣僚に対して参拝を義務付けるものでないことは当然である」としていた。

- 6) 昭和61年8月14日の後藤田官房長官談話「本年8月15日の内閣総理大臣その他の国務大臣による靖国神社公式参拝について」は、「①戦後40年という歴史の節目に当たる昨年8月15日の『戦没者を追悼し平和を祈念する日』に、内閣総理大臣は、気持ちを同じくする国務大臣とともに、靖国神社にいわゆる公式参拝を行った。これは、国民や遺族の長年にわたる強い要望に応じて実施したものであり、その目的は、靖国神社が合祀している個々の祭神と関係なく、あくまで、祖国や同胞等のために犠牲となった戦没者一般を追悼し、併せて、我が国と世界の平和への決意を新たにすることであった。これに関する昨年8月14日の内閣官房長官談話は現在も存続しており、同談話において政府が表明した見解には何らの変更もない。②しかしながら、靖国神社がいわゆるA級戦犯を合祀していること等もあって、昨年実施した公式参拝は、過去における我が国の行為により多大の苦痛と損害を蒙った近隣諸国の国民の間に、そのような我が国の行為に責任を有するA級戦犯に対して礼拝したのではないかとの批判を生み、ひいては、我が国が様々な機会に表明してきた過般の戦争への反省とその上に立った平和友好への決意に対する誤解と不信さえ生まれるおそれがある。それは、諸国民との友好増進を念願する我が国の国益にも、そしてまた、戦没者の究極の願いにも副う所以ではない。③もとより、公式参拝の実施を願う国民や遺族の感情を尊重することは、政治を行う者の当然の責務であるが、他方、我が国が平和国家として、国際社会の平和と繁栄のためにいよいよ重い責

つまり、三木内閣が示した公式参拝に関する政府の見解(定義)はその後に変更されたが、判決は三木内閣の公式参拝に関する見解(定義)を採用して小泉首相の靖国神社参拝は公式参拝であり、違憲であると判示したのである。そのため、福田官房長官は「首相の参拝が憲法に違反するという所見、国の考え方と異なる見解が示されたことは遺憾だ」とした上で、「①首相の参拝は公人である内閣総理大臣が私的な参拝をしたということだ。首相が公人か私人かと言えば公人だが、私的な部分は当然ある。参拝は私的なものであると主観的にも客観的にも判断されるべきだ。②内閣総理大臣小泉純一郎の記帳は、どこの小泉純一郎かを表す所番地のようなものだ。歴代首相も官職を書くことにしている方が多い。③公用車の使用は警備上の問題からだ。防弾ガラスや防弾ボディーなど特別な仕様がなされている。緊急の連絡もできる」(読売新聞)という政府の見解を公表したのである。

したがって、小泉首相の靖国神社参拝問題とは公式参拝が合憲か違憲かというものであり、判決が「参拝は行為の外形において内閣総理大臣の職務の執行と認められる」としているように、参拝の単なる外形問題が審理され、公式参拝は違憲とされたにすぎない。論理的には判決は、公用車を使用せず、肩書を付した記帳や献花をせず、私的参拝を言葉で明確にすれば職務行為には当たらないとしているため、「実質勝訴」とする原告側も単に外形だけを問題としていたのであろう。靖国神社参拝問題とは公式参拝は違憲で私的参拝は合憲であるというような単なる外形の問題ではなく、参拝の本質が議論されねばならないである。

務を担うべき立場にあることを考えれば、国際関係を重視し、近隣諸国の国民感情にも適切に配慮しなければならない。④政府としては、これら諸般の事情を総合的に考慮し、慎重かつ自主的に検討した結果、明8月15日には、内閣総理大臣の靖国神社への公式参拝は差し控えることとした。⑤繰り返し明らかにしてきたように、公式参拝は制度化されたものではなく、その都度、実施すべきか否かを判断すべきものであるから、今回の措置が、公式参拝自体を否定ないし廃止しようとするものでないことは当然である。政府は引き続き良好な国際関係を維持しつつ、事態の改善のために最大限の努力を傾注するつもりである。⑥各国務大臣の公式参拝については、各国務大臣において、以上述べた諸点に十分配慮して、適切に判断されるものと考えている」としていた。

しかし、本稿ではこの問題には踏み込むまず、以下では判決は公式参拝の違憲性を判示したものであるとの前提のもとで判決に内在する問題等について検討していく。

Ⅱ 判決に内在する問題

(1) 傍論の意味と意図

小泉首相の靖国神社参拝を憲法違反とする福岡地裁の判断は、判決の中でも「傍論」と呼ばれる「極端に言えば裁判長の独り言に過ぎない」部分で示されており、「最高裁の判決と異なり、下級審の福岡地裁判決が、他の地裁に直接影響を及ぼすことはない」とされており、今後の司法判断に影響するかどうかは、不透明だ。ただ、原告弁護団代表の津留雅昭弁護士は『違憲判断の前例が出来たということで、他の裁判官に心理的影響が出てくることを期待している』と話しており、原告側に追い風になることは間違いない」ばかりか、判決は公式「参拝を既成事実化しようとする動きを強くけん制する意味を持つ」と毎日新聞は報じていた。

問題は、佐藤司氏(神奈川大学名誉教授)や竹内氏が指摘するように、この判決が確定しても「三権分立の性質上、ただちに首相の参拝が禁止されるなど首相の行為を拘束するものではない」(毎日新聞)し、浦部氏が言うように「法律的には、傍論は裁判官のひとりごとに過ぎない。前例として、後に続く裁判をしぼる力はまったくない」としても、違憲判断が裁判官の独り言で示されたということにある。つまり、裁判官の独り言が「司法の一つの判断として、それなりの重みは持っている」のかどうか、それなりの重みを持っている違憲判断がなぜ裁判官の独り言なのか、ということが問題なのである⁷⁾。

7) 浦部氏は、福岡地裁の違憲判決を「妥当な内容だ。ただ最高裁や高裁ではなく地裁レベルの判決なのと、原告が求めた賠償をすべて退ける中で傍論として違憲判断をしたという二つの理由で、小泉首相や靖国参拝推進派はこの判決を無視しようとするだろう」とし、百地氏は「小泉首相の靖国神社参拝を宗教活動にあたるので違憲だとした判決理

判決が「参拝によって原告らの法律上保護された権利ないし利益が侵害されたということとはできず、不法行為は成立しないとして原告らの請求をいずれも棄却するものであり、あえて本件参拝の違憲性について判断したことに関しては異論もあり得るものとも考えられる。しかしながら、現行法の下においては、本件のような憲法二十条三項に反する行為がされた場合であっても、その違法性のみを訴訟において確認し、または行政訴訟によって是正する途もなく、原告らとしても違憲性の確認を求める手段としては損害賠償請求訴訟の形を借りるほかなかった」としているように、形式的にはこの裁判は小泉首相の靖国神社参拝をめぐる損害賠償請求訴訟であり、そのため違憲判断は傍論という形をとらざるを得なかったのであろう。

しかし、井上氏は「主文に影響を及ぼさない憲法問題を理由欄にあえて書くのは《蛇足》というほかはない。主文欄に主文以外のことを書いたら間違いだし、…理由欄に理由以外のことを書くのは、厳密に言えば間違いであるばかりではなく違法なのである」「蛇足は、主文に影響を及ぼさないから、元来、裁判所はこの点について判断する権限を持たない。それをあえてするというのは、いってみれば裁判所の越権なのである」「裁判官が独自の意見を述べれば、反対論者から反論を受け、裁判所の中立性に疑問が呈せられ、偏向裁判という評価がなされるのは必定のことである」という。

さらに、判決がいうように「現行法の下においては…原告らとしても違憲性の確認を求める手段としては損害賠償請求訴訟の形を借りるほかなかった」

由と、それを導く手法には重大な疑義がある」「判決は、77年に最高裁が津地鎮祭訴訟で示した『目的効果基準』にのっとる体裁をとったが、それらの適用の仕方には重大な問題がある。この基準に照らした具体的な事実認定を明示しないまま、宗教性があると結論づけた。この点が最大の問題だ」「参拝は合憲であり問題はない。今後も当然続けるべきだ。首相は、85年の『公式参拝をしても社会通念上、憲法が禁止する宗教活動に該当しない』という官房長官談話に基づき、堂々と参拝すればいい」としている。また、自民党の安倍幹事長は福岡地裁の違憲判決について「憲法違反という判断は間違っている。裁判長が判決の主文とは別に感想を述べた。そんなことをする必要はあるのか」と批判し、「今後も参拝を続けてほしい」と述べ、靖国神社参拝の必要性を強調した(『毎日新聞』4月8日14時22分更新)と伝えられている。

のであるならば、それは法体系の不備という問題であって、憲法判断をすることとは別次元の問題である。そのため、百地氏は判決に「小泉首相の今後の靖国参拝をくい止めようという露骨な政治的意図を感じる」と批判しているが、「参拝の違憲確認を求める手段が、訴えを認められる可能性がほとんどない損害賠償訴訟の形でしか行えないという《法の不備》も重視した」(毎日新聞)判決であると言われている。

このような指摘は、判決が「あえて本件参拝の違憲性について判断したことに関しては異論もあり得るものとも考えられる」としているように予想されたものであるにもかかわらず、福岡地裁があえて違憲性について判断したもう一つの理由について「本件参拝は、靖国神社参拝の合憲性について十分な議論を経ないままなされ、その後も参拝が繰り返されてきたものである。こうした事情をかんがみると、裁判所が違憲性について判断を回避すれば、今後も同様の行為が繰り返される可能性が高いというべきであり、当裁判所は、本件参拝の違憲性を判断することを自らの責務と考え、判示する」としている。しかし、ここにも大きな問題があり、これについては次節において検討したい⁸⁾。

(2) 判決の制度的問題

判決は「当裁判所は、本件参拝の違憲性を判断することを自らの責務と考え、判示する」としているが、ここには百地氏が「訴訟に勝った国が憲法判断に不満を持つのに、控訴できない。負けたはずの原告団が勝利だとする。このねじれが常態化すれば、最終的に最高裁が憲法判断をするという三審制

8) なお、小泉首相の靖国神社参拝訴訟は福岡、東京、千葉、大阪、松山、那覇の6地裁で起こされており、本件に先行した2004年2月27日の大阪地裁判決は「内閣総理大臣の資格で行われた」として参拝の公的性格を認定したものの憲法判断には踏み込まず、慰謝料請求を棄却し、違憲確認と参拝差し止め請求を却下した。続く同年3月16日の松山地裁判決は「法律に基づかない単なる事実行為」で公権力行使に当たらないと判断し、「小泉首相個人が参拝したに過ぎない」として違憲確認と参拝差し止め請求を却下し、慰謝料請求も棄却した。

の土台が崩れてしまう」という問題がある⁹⁾。

この訴訟は、上述したように、形式的には小泉首相の靖国神社参拝によって原告らが「信教の自由を侵害され精神的苦痛を受けた」として原告ら211人が2,110万円の慰謝料を請求した損害賠償請求訴訟であり、判決は「原告らの法律上保護された権利ないし利益が侵害されたということはできず、不法行為は成立しないとして原告らの請求をいずれも棄却する」とし、損害賠償請求に関しては請求の棄却を求める国と小泉首相側の主張が認められ勝訴であったが、原告代理人の津留雅昭弁護士は「慰謝料請求はあくまでも手段。我々の実質的な勝訴だ」(朝日新聞)としている。

しかし、福田官房長官が「国の考え方と異なる見解が示されたことは遺憾だ」と述べているように、ここには傍論とはいえ靖国神社参拝の違憲判断に不服があっても民事訴訟法では主張が認められた国と小泉首相側は控訴することができないという問題がある¹⁰⁾。つまり、判決は「中曽根康弘・元内閣総理大臣の参拝時の訴訟においては大阪高裁の判決の中で、憲法二十条三項所定の宗教的活動に該当する疑いが強く、同条項に違反する疑いがあること

9) 百地氏は続けて「今回の判決のようなことが頻発すれば、裁判所が政治紛争に巻き込まれることにつながる」とし、井上氏は「裁判所が《蛇足》で政治的な判断を示すことで、それを目的に訴訟を起こす人間が増える。裁判所は、建前では主文を導くのに必要のない判断はしないといいつつ、実際には蛇足を付しているのだから、ダメで元々でも訴訟を起こしてみようというわけである」「裁判所は裁判の独立を守るためにも政治的な動きに巻き込まれてはならない。そのためにも、蛇足は厳に慎まなければならない」としているが、沖縄タイムズ社説は「日本の違憲審査は空洞化しているとの批判があるように、裁判所が政治に介入することを極力避けてきた経緯は否めない。積極的な審査は、係争中の裁判への影響にとどまらない。下級審の判決ではあるが、裁判所が憲法問題に前向きに取り組む姿勢を示したことは、今後の憲法裁判活性化につながることも期待される」としている。

10) 井上氏は「蛇足判決」は様々な弊害を引き起こしているとし、「弊害の第一は、勝訴した側が上訴できず、実質的敗訴者(本件では、参拝を違憲とされた小泉首相)となり、《濡れ衣》をはらすことができない点である」とし、「小泉首相はこの立場に置かれたということである。このような事態は、司法による人権侵害といってもよい。司法は国民の人権侵害を救済する機関というイメージが強いが、実際には、国家機関の例に漏れず、人権侵害をすることもするというよい例である」としている。

も指摘されていた」ことを根拠に小泉首相の靖国神社参拝を違憲と判断したばかりか上級審で違憲性を十分に審理する道を自ら閉ざしたのであり、そのため「最終的に最高裁が憲法判断をするという三審制の土台が崩れてしまう」と指摘されているのである。また、かりに福岡地裁が「本件参拝の違憲性を判断することを自らの責務と考え、判示する」ことに問題がないにしても、意図的に三審制を否定するような判決には問題があると言わねばならない。

この問題について、読売新聞社説が「原告側は《完全勝利》として控訴しない方針を固めている。国としては、控訴して争いようがない。同様の《判決確定》は岩手靖国訴訟の仙台高裁判決や、中曽根首相の靖国参拝を《違憲状態》とした大阪高裁判決の場合にもみられた。小泉首相の靖国神社参拝を《政治的意図》とする今回の判決自体が、政治的性格を帯びた内容だ」としているのは、「請求を棄却したため、国側には《控訴の利益》がなく、事実上控訴できない。国側の控訴を封じたうえで、違憲判断を確定させる側面も持っている」（毎日新聞）からである。弁護団の用澤義則弁護士は「判決に強制力はなく、なし崩しになってしまうのでは」（朝日新聞）と危機感を募らせているといわれているが、そうならば控訴し、最終的には最高裁の憲法判断を引き出すべきである¹¹⁾。浦部氏は「勝訴した国には訴訟法上、控訴は認められず、今回のケースでは原告が控訴しない限り、これで終わるはず。もし控訴しても、上級審が、政教分離に厳しい愛媛玉ぐし料判決を踏襲する限り、今回の判決部分をひっくり返すのは相当に難しいだろう。理屈をこねくり回さないといけないと思う」としている。

また、判決が「当裁判所は、本件参拝の違憲性を判断することを自らの責務と考え」としていることは、他の裁判所にはそのような責務がないことを意味しているのか、あるいは本件に先行した大阪地裁と松山地裁の判決が憲法判断を避けたことに対する批判の意図があったのかは定かではないが¹²⁾,

11) 福岡地裁判決は4月23日午前零時に確定し、首相の靖国神社への公式参拝に対する違憲判断が初めて確定した。中曽根首相の靖国公式参拝に対する1992年7月の関西訴訟では大阪高裁は「違憲の疑い」を判示した。

同じ内容の訴訟に対して裁判所によって憲法判断をするかしないかという判断が著しく異なることにも問題があると言わねばならない。たとえば、交通事故において過失相殺をするかしないかを決めるのは裁判所であるが、過失相殺の認定が裁判所ごとに大きく異なることは好ましくないために東京地裁などでは統一的な基準をつくる努力がなされ、標準的な過失割合が決定されているが、靖国神社参拝問題での憲法判断においても統一的な司法の見解を確立するために上級審での審理が必要とされているのである¹³⁾。

12) 判決が「当裁判所は、本件参拝の違憲性を判断することを自らの責務と考え、判示する」としたことについて、井上氏は「そう考える法律上の根拠は示されていない。法律上の根拠を示さないのは、その根拠がないからであろう」とし、百地氏は「憲法判断をしなくても、原告らの法的利益の侵害はないとするだけで、請求棄却の判決を導くことはできたはずだ。司法の果たすべき役割を逸脱している。『訴えを退けながら憲法判断をする』という手法は、首相の一挙手一投足をとらえて乱訴することにつながりかねない」と指摘している。さらに、井上氏は「判決の中心は《主文欄》とそれを導いた《理由欄》によって構成される。今回の判決でいえば、主文は〈1 原告らの請求をいずれも棄却する〉〈2 訴訟費用は原告らの負担とする〉の二つであり、本来なら理由欄は、原告らの利益と信教の自由が侵害されていないからという趣旨で事足りる。ところが、この判決では、憲法問題が主文に影響を及ぼさない(つまり憲法違反であろうがなかろうが原告らの請求は棄却される)にもかかわらず、あえて理由欄で憲法問題に触れているのである。…『なぜ請求棄却なのか?』という問いに対し、憲法問題について長々と説明することは筋違いも甚だしい」としている。

13) 最高裁は1997年の大法廷で、知事が靖国神社に公費から玉ぐし料を納めたことを違憲としたが、こうした政教分離を厳格にとらえる傾向が司法界に定着したのかということについて、浦部氏は「とても定着したとはいえない。愛媛玉ぐし料判決の後も、皇位継承儀式の大嘗祭に知事が公費で出席したことや、戦没者遺族に自治体が線香などを配ることの是非が問われた裁判では、判決は揺れ続けている」とし、司法判断が定まらない理由について「ひとつの理由は、裁判官が抱えている皇室タブー。現存する皇室の儀式にからむ裁判では、あえて一步踏み出して違憲や違法を指摘するのをためらう。知事が靖国に公費で参拝するなど、皇室がからまないケースの方が、裁判官は思いきった判決を書きやすいのかもしれない」とし、皇室タブーは「一般社会やマスコミにも広く共有されている。こと皇室の問題となると、突出して批判するのはやめておこうという空気のことだ。このタブーはなお蔓延している」という。

Ⅲ 違憲判決の理由と問題点

(1) 違憲判決の理由

小泉首相の靖国神社参拝を憲法違反とした福岡地裁は、以下の6点をその理由としてあげている¹⁴⁾。

第一に、判決は「靖国神社は神道の教義を広め、春秋の例大祭や合祀祭などの儀式を行い、信者を教化育成することを主たる目的とし、拝殿、本殿等の礼拝施設を備える神社であって、宗教法人法に基づく宗教法人である。本件参拝は、このような靖国神社本殿で、一礼して祭神である英霊に対して畏敬崇拝の心情を示すことにより行われた行為であるから、靖国神社が主宰するものでも神道方式にのっとった参拝方法でもなく、また、靖国神社に合祀されている戦没者の追悼を主な目的とするものではあっても、宗教とのかかわり合いを持つものであることは否定できない」としている。つまり、これは1985年の「二礼二拍一礼といった神道形式によらない参拝ならば公式参拝は違憲ではない」とする政府の見解を否定したものである¹⁵⁾。

第二に、判決は「本件参拝当時、内閣総理大臣が国の機関として靖国神社に参拝することについては、他の宗教団体だけでなく、自民党内や内閣内からも強い反対意見があり、国民の間でも消極的な意見が少なくなかったことに照らせば、一般の意識においては、参拝を単に戦没者の追悼行事と評価しているものとはいえない」としているが、自民党内や内閣内から強い反対意見があれば何故憲法違反になるのかという疑問が生じ、第三に判決は「内閣総理大臣としての戦没者の追悼は、靖国神社への参拝以外の行為によってもなし得るものである。靖国神社が戦没者のうち軍人軍属、準軍属等のみを合

14) 井上氏は「判決は首相と国の全面勝訴である。しかも、結論に至った理由は、参拝が違憲かどうかということとは全く関係がない」としている。

15) 浦部氏は「細かな公私の区別にこだわると、ことの本質を見誤る。乗っていったのが私有車であろうと、納めたお金が私費であろうと、お参りの仕方が略式であろうと、公職にある者が宗教施設に向いて参拝するのは、宗教行為以外の何物でもない。自宅で神棚にお参りする限りは、政教分離の問題など発生しないが、まったく私的な公人による参拝というもの自体があり得ない」としている。

祀の対象とし、空襲による一般市民の戦没者などは合祀の対象としていないことからすれば、内閣総理大臣として第二次世界大戦による戦没者の追悼を行う場所としては、宗教施設たる靖国神社は必ずしも適切ではない。現に、小泉首相自身『小泉内閣総理大臣の談話』において、戦没者の追悼方法について議論する必要があると認識を有している旨を表明し、これを受けて政府は本件参拝後に戦没者追悼のための公営施設の在り方を考えるための懇談会を設置し、検討を委ねていた」としている。

第四に、判決は「本件参拝は、三権の一角の行政権を担う内閣の首長である内閣総理大臣の地位にある小泉首相が、将来においても継続的に参拝する強い意志に基づいてなしたものであること、小泉首相は参拝に際して日本の発展は戦没者の尊い命の犠牲の上に成り立っており、戦没者慰霊祭の日に参拝することで、そのような純粋な気持ちを表すのは当然である旨を述べていること、本件参拝直後の終戦記念日に前年の二倍以上が靖国神社に参拝し、閉門時間が一時間延長されたことなどからすれば、本件参拝によって靖国神社を援助、助長、促進するような効果をもたらしたというべきである」としている。しかし、他方で判決は「参拝は内閣総理大臣が靖国神社を訪れ、『内閣総理大臣小泉純一郎』と記帳し、同様の名札を付した献花をした上、本殿において一礼方式によって参拝したというものであり、その行為の性質上、他者に対する影響の度合いは限定的なものといわざるを得ない」としているため、ここには大きな矛盾がある。

そして、この第四の理由について百地氏は「首相の参拝を『神道の教義を広める宗教施設の靖国神社を援助、助長するもの』としたが、その明確な根拠は示されていない」し、また判決が本件参拝直後の終戦記念日に前年の二倍以上が靖国神社に参拝したことをもって宗教施設の靖国神社を援助、助長したとしている点について「二倍でも、その多くは慰霊という世俗的目的によるものだと思う。これを首相参拝による宗教的效果とするのは疑問だ」と批判している。

これに対して、朝日新聞社説は「小泉首相が個人として戦没者に追悼した

いという思いは理解できる。戦場で肉親を失った遺族らが靖国神社に参りたいと思うのも自然な感情だろう。しかし首相は三権の一つ、政府の長である。個人的心情だと開きなおる前に自分の立場を考えなければならない。首相が参拝すれば、それは靖国神社を特別扱いし、援助していると見られても仕方がないだろう」とし、また「3年前の夏を思い出す。靖国神社の売店で《ガンバレ純ちゃんの好景気まんじゅう》がよく売れていた。就任後初めて小泉首相が靖国神社に参拝し、話題を呼んだためだ。終戦記念日の前々日だったが、8月15日には前年の2倍以上の人が靖国神社を訪れた」としているが、かりに小泉首相が公用車を使用せず、秘書官を随行せず、内閣総理大臣の肩書を付さずに記帳したならば「二倍以上が靖国神社に参拝しなかった」と考える根拠は何であろうか。朝日新聞は「就任後初めて小泉首相が靖国神社に参拝し、話題を呼んだ」としているが、その話題の背後にあるものは人気であり、それは内閣総理大臣としての人気ではなく小泉純一郎個人の人気であることは総裁選等をみれば明らかである。

(2) 判決理由の問題点

小泉首相の靖国神社参拝を憲法違反とした第五の理由として、判決は「小泉首相は本件参拝後も毎年一回の頻度で靖国神社の参拝を続け『一年に一度と思っている』『私が首相である限り、時期にはこだわらないが、毎年靖国神社に参拝する気持ちに変わりはない』と発言するなど、将来も継続的に内閣総理大臣として参拝する強い意志を有していることがうかがわれることからすれば、単に社会的儀礼として本件参拝を行ったとは言いがたい。…小泉首相は本件参拝後も継続的に靖国神社に参拝し、既に四回も内閣総理大臣として靖国神社に参拝していることに照らせば、一般人に宗教的行為ととらえられること…を十分に承知しつつ、あえて自己の信念か政治的意図に基づいて本件参拝を行ったというべきものである」としている。問題は、本件は2001年8月における小泉首相の靖国神社参拝の違憲性を言及する理由として、本件以後の小泉首相の言動をその理由としてあげていることであり、これは

常識的に考えてもおかしく、判決は本件以後も小泉首相が靖国神社を継続的に参拝したから本件は憲法に違反しているとしているようなものである。

第六に、小泉首相は「参拝をすることについての憲法上の問題及び国民または諸外国からの批判等があり得ることを十分に承知しつつ、あえて自己の信念か政治的意図に基づいて本件参拝を行ったというべきものである」と判決がしているところにも問題がある。つまり、判決は1992年の大阪高裁の判決が憲法に違反する疑いがあると指摘していることを根拠に、「憲法上問題のあり得ることを十分承知しつつ行った」としているが、福田官房長官が「国の考え方と異なる見解が示されたことは遺憾だ」と述べたように、1985年の政府見解は「神道形式によらない参拝ならば違憲ではない」とするものであるため、判決が「憲法上問題のあり得ることを十分承知しつつ行われた」と断定することには問題があると言わねばならないばかりか、ましてやこれを違憲判決の理由とすることには疑義がある。

そして、最大の問題は「諸外国からの批判等があり得ることを十分に承知しつつ、あえて自己の信念か政治的意図に基づいて本件参拝を行ったというべきものである」と判決がしていることである。つまり、小泉首相の靖国神社参拝に対する諸外国からの批判がなぜ憲法違反の理由となるのかである。百地氏が「靖国問題は国内問題。他国が批判するのは内政干渉だ。多くの国は戦没者に対する儀礼とみており、一握りの国が外交カードにしようとする問題化させているだけだ」と述べているとおりであり、この意味で判決は国内問題に対して外国が干渉することを認めたことになり、これは極めて重大な問題であると言わねばならない。毎日新聞社説は「小泉首相の靖国参拝は、中国、韓国が強く批判していた。…小泉首相の靖国参拝には政治的、外交的にも多くの問題点が指摘されてきた。今回の判決で違憲と断定され、新たな問題点が加えられた。小泉首相は判決を真摯に、かつ重く受け止めるべきだ」とし、また同紙は「靖国参拝は小泉首相の《政治的体面》になっているため、今後の参拝中止は考えにくい。ただ、日中首脳相互訪問が二年以上も途絶えるなど、靖国問題が外交に影響しているだけに、同様の判決が続けば首相

の立場は一層苦しくなりそうだ」と報じているが、小泉首相の靖国神社参拝問題を国内問題であると同時に国際問題(外交問題)でもあるとすれば、この判決は国家主権にかかわる問題を引き起こしかねないと言わざるを得ないのである。

IV 違憲判決と国際関係上の問題

読売新聞社説は「首相の靖国神社参拝は戦後も、伊勢神宮参拝などと同様、日本の伝統や慣習に基づいて歴代首相が行ってきた、ごく自然の儀礼的行事だった。靖国神社への参拝を最初に問題にした訴訟は、1981年提訴の岩手靖国訴訟で、首相らの靖国神社公式参拝を求めた79年の岩手県議会決議を問題としたものだった。85年に中曽根首相が靖国神社を《公式》参拝した後になって、それが違憲だとする訴訟が相次いだ。小泉首相は、今年の1月5日の伊勢神宮参拝の際に『内閣総理大臣小泉純一郎』と記帳している。他の首相も同様だが、違憲訴訟が出されたなどという話は聞いたことがない。なぜ靖国神社参拝に限って、近年になって違憲かどうか問題にされるようになったのか」としている¹⁶⁾。

16) 伊勢神宮参拝の違憲について浦部氏は「純理論的に言えば、靖国も伊勢神宮も善光寺も同じ。現職首相が参拝すれば、どこでも政教分離に抵触する。戦後、憲法に政教分離を置いた狙いの核心は、神道と国家の結びつきを排除することにあった。だから、忠魂碑訴訟や自衛官合祀訴訟など政教癒着が問題化するのほとんどいつも神道がらみだった」としている。また、朝日新聞社説は「戦前の日本では、国家神道に事実上の国教的な地位が与えられ、神社への参拝が強制された。その国家神道の要が靖国神社だった。靖国神社は軍の宗教施設としての性格を持ち、軍国主義の精神的な支柱という役割を果たした。日本国憲法が国は宗教的活動をしてはならないと戒めているのは、そうした過去の反省に立っているからだ。首相は『伊勢神宮、あれも違憲?』と語った。政教分離という点では首相の参拝に違憲の疑いがあるが、靖国神社が背負う歴史を見れば同列には論じられない」とし、毎日新聞社説は「政教分離を憲法で規定している国は少ない。わが国の場合、二度と国家と神道を結びつけないことを国内外に約束するものとして盛り込まれた経緯を忘れてはなるまい。靖国神社は東京招魂社を前身とし、国家や戦争と直結してきた特別な神社だ。江戸時代から《お伊勢参り》として広く庶民に親しまれた伊勢神宮参拝を、小泉首相のように同列に論じることには異論の余地があるのではないか」としている。

この疑問に対して、岡崎久彦氏は「現在の靖国問題が始まったのは、1985年からである。中曽根首相は…1984年に靖国懇談会を設け、その報告書に基づいて1985年8月15日には公式参拝を行った。これに対し、8月7日の朝日新聞は、靖国問題を《中国が厳しい視線で凝視している》と書き、11日の人民日報は、靖国参拝に批判的な日本国内の動きを報道し、はじめは互いに相手国を引用する形で、反対運動を開始し、そして遂に14日には、中国外務省スポークスマンが、『アジア各国人民の感情を傷つける』と、はじめて公式に反対の意思表示をした。そして、27日から30日までの社会党訪中において、社会党と中国は公式参拝批判の氣勢を大いに上げ、反対運動は燃え上がり、中曽根首相は、その後退任まで参拝できなくなってしまった。そしてこの時以来、この干渉の成功に味をしめた中国は、靖国問題干渉を中国外交政策の一部として維持し、また、それは1995年頃の中国の愛国運動などにより中国の《国民感情》となり、日本国内左翼と相呼応しつつ今日に至っている」(岡崎久彦「靖国参拝論争」『読売新聞』2001年7月29日付朝刊)とし¹⁷⁾、こうし

17) 中曽根首相が胡耀邦総書記に送った昭和61年8月15日付書簡の要旨は、「私は戦後40年の節目にあたる昨年の終戦記念日に、わが国戦没者の遺族会その関係各方面の永年の悲願に基づき、首相として初めて靖国神社の公式参拝を致しましたが、その目的は戦争や軍国主義の肯定とは全く正反対のものであり、わが国の国民感情を尊重し、国のため犠牲となった一般戦没者の追悼と国際平和を祈願するためのものでありました。しかしながら、戦後40年たったとはいえ不幸な歴史の傷痕はいまなおとりわけアジア近隣諸国民の心中深く残されており、侵略戦争の責任を持つ特定の指導者が祀られている靖国神社に公式参拝することにより、貴国をはじめとするアジア近隣諸国の国民感情を結果的に傷つけることは、避けなければならないと考え、今年は靖国神社の公式参拝を行わないという高度の政治決断を致しました。如何に厳しい困難な決断に直面しようとも、自国の国民感情とともに世界諸国民の国民感情に対しても深い考慮を行うことが、平和友好・平等互惠・相互信頼・長期安定の国家関係を築き上げていくための政治家の賢明なる行動の基本原則と確信するが故であり、また閣下との信頼関係に應える道でもあると信ずるが故であります。…戦前及び戦中の国の方針により、すべての戦没者は、一律に原則として靖国神社に祀られることになっており、日本国に於て他に一律に祀られておるところはありません。故に246万に及ぶ一般の戦死者の遺族は極少数の特定の侵略戦争の指導者、責任者が、死者に罪なしという日本人独自の生死感により神社の独自の判断により祀られたが故に、日本の内閣総理大臣の公式参拝が否定される事には、深刻な悲しみと不満を持っているものであります。…私は、この問題の解決には更に時間をかけ適切

たことが日本国内での違憲訴訟を助長している一つの要因と考えられる。

小泉首相は判決後に記者団の「国内外でいろいろ言われて、それでも参拝を続けるのはなぜか」との質問に「ごく自然な感情ですよ、戦没者に哀悼の誠をささげるという」と答え、また「外交に支障が出ている」との質問には「何で外交に影響が出るのか。日本人が靖国神社を参拝してどうしていけないのか。不思議でしょうがない」(「毎日新聞」4月7日23時14分更新)と答えている。とりわけ中国や韓国からの非難や批判等に対して、小泉首相はこれまで「戦没者へ哀悼の誠をささげるためのもの。そういうことについては国民の一人としても、自然な感情だ」「決して外国との付き合いを悪くするためというつもりはない」(04年3月9日参院予算委員会)、「対中外交が停滞しているとは思わない。靖国(神社)参拝が日中友好を阻害しているという見方に立っていない」「私はどの国の指導者に対しても、戦没者にどのように参拝、敬意を表そうとも、とやかく言わない。それを悪いと言われ、日本国民はどう思うか」(04年3月23日参院予算委員会)等々と述べている¹⁸⁾。

な方法を発見するべく努力することとし、今回の公式参拝は行はないことを決断いたしましたものであり、この間の事情について閣下の温かい御理解を得たく存ずるものであります」(世界平和研究所編『中曾根内閣史』)というものであった。

18) 韓国では、聯合ニュースが判決直後に速報を配信し、韓国外交通商省当局者は「日本国内の司法手続きや憲法論議の結果なので、評価するのは適切でない」とした上で、「韓国政府としては、判決とは関係なく、小泉首相の靖国参拝反対の立場を貫き、言うべきことは言っていく。正しい歴史認識に基づく未来志向の韓日関係を目指している」と語ったと伝えられている(「時事通信」4月7日13時3分更新)が、毎日新聞は「日本国内の司法手続きや憲法論議の結果なので、評価するのは適切でない」という部分については報じていない。また、朝日新聞は「正しい歴史認識が未来志向的な韓日関係発展の根幹だ。日本の首相の靖国神社参拝に反対する」と述べたと報じている。翌8日にも、韓国外交通商省は「小泉首相が、個人的な信条に基づいて参拝し、今後も参拝するという立場を表明したことに遺憾を表明せざるを得ない」「重要なのは日本政府の正しい歴史認識だ。日本政府を代表する首相が、私的であれ公的であれ、戦犯が合祀された靖国神社に参拝しないことを求める」との論評を発表した(「毎日新聞」4月8日19時47分更新、「時事通信」4月8日21時4分更新)と伝えられている。

他方、中国では小泉首相の靖国神社参拝を違憲とする司法判断が下されたことを国営新華社通信が東京発の至急電で報じ、「小泉首相の参拝は日本の多くの有識者が強烈に反対している」と論じるなど高い関心を示していた(「時事通信」4月7日15時1分更新)。そし

そして、記者団の質問にみられるように¹⁹⁾、また「首相の靖国参拝は、中国との政府首脳間の往来が途絶えるなど、外交上の支障を生んできた」(朝日新聞)といわれているように²⁰⁾、2001年10月の小泉首相の訪中以来首脳相互訪問が途絶えていることをもって小泉首相の靖国神社参拝が外交に支障をきた

て、朝日新聞は中国外務省の孔泉報道局長は福岡地裁の判決について「靖国問題での誤ったやり方を捨てて、実際の行動によって国際社会の信用を得るよう希望する」との談話を発表し、それは中国が「改めて参拝中止を求めた」ものであると報じ、毎日新聞は孔泉報道局長が「日本の指導者が各方面からの声に真剣に耳を傾けることを希望する」とのコメントを発表し、それは「参拝中止によって日中関係の改善に取り組むことを求めた」ものであるとしている。また、孔泉報道官は記者会見で「正しい姿勢で過去の歴史を受け止めることは日中関係における政治的な基本である」との見解を示し、小泉首相が参拝を続けていくことを表明したことについては「靖国問題における中国の立場は明確である」とした上で、「日本の指導者には侵略の歴史があったことを誠実に受け止め、これ以上中国国民の感情を害さないよう希望する」と述べた(「サーチナ・中国情報局」4月8日8時18分更新)と報じられている。さらに、「人民網日本語版」(4月9日付)は「判決は小泉首相の憲法蔑視の姿勢を浮き彫りにした明白かつ正しい警告だ。裁判長は、首相の靖国神社参拝を《違憲》と判断したのは《自らの責任と義務》と考えたとしている。まさしく裁判官の良心の現れだ」とし、武大偉駐日大使は4月21日の(社)アジア調査会主催の会合で講演し、「日本とアジア隣国との間の不幸な歴史は日本の誤った国策による。しかし(日本は)隣国からの批判に少しも耳を貸さず、全く気に掛けていない」と歴史問題に対する日本政府の対応を厳しく批判し、小泉首相の靖国神社参拝で日中首脳間の相互訪問が途絶えていることについて「問題解決は、まず日本政府が考えるべきだ」と述べ、それは相互訪問再開には小泉首相が靖国参拝をやめることが先決との見解を示したもの(「時事通信」4月21日19時4分更新、「毎日新聞」4月21日19時48分更新)と報じられている。

19) 井上氏は、「蛇足判決」が司法の中立性を喪失させる等の「重大な弊害を助長しているのが現在の判決報道であることは言うまでもない。報道関係者は、裁判所が判決理由であると述べたことが果たして真に判決理由といえるのか、ひょっとしたら蛇足ではないかという問題意識を抱いて客観的な眼で判決文を検討して記事を書くべきである」「違憲判断を蛇足ともいわずにトップニュースとして伝える記事は、国民の知る権利に奉仕するどころか、国民を誤導するものといえよう」としている。

20) また、山陰中央新報は「小泉首相は今年の元日など就任以来四回、靖国神社を参拝している。中国、韓国、台湾などから強い反発が出ており、外交面のマイナスは大きい」、同様に南日本新聞社説も「首相の靖国参拝には中国や韓国の反発が強く、外交面のマイナスは大きい」とし、神戸新聞社説は「一国の指導者たる者は、その影響も視野に入れておかななくてはならない。近隣国と連携が必要な時に、中国の新指導部が発足して一年がたつのに、いまだに首脳間の相互訪問が実現しない。韓国との間も、そのつどギクシャクする」としている。

しているとする認識と、合憲か違憲かが問われている小泉首相の靖国神社参拝問題が外交問題にすり替えられようとしていることも問題である。小泉首相の靖国神社参拝が「中韓両国との関係を悪化させた」(朝日新聞)と言われているが、たとえば2002年には日中両国において「日本年」「中国年」を祈念する一連の行事や交流活動が実施されており、首脳相互訪問が途絶えているから外交に支障が出ているという認識は極めて未熟で短絡的なものと言わねばならない。また、日本と国交がある国をとっても首脳相互訪問が定期的に行われていない例はいくらかもあるが、外交に支障が出ているということは聞いたことがない。

おわりに

本稿では、小泉首相の靖国神社参拝を違憲とした福岡地裁判決について若干の検討を試みたが、判決は小泉首相の参拝を公的参拝と認定し、公的参拝は違憲であると判示したものであるという前提のもとで本稿において指摘した判決に内在する問題点を最後にまとめておく。

第一は、福岡地裁の違憲判断が判決の中でも「傍論」と呼ばれる「極端に言えば裁判長の独り言に過ぎない」部分で示されたことであり、裁判官の独り言がそれなりの重みを持っているのか否か、重みがあるならば違憲判決がなぜ裁判官の独り言なのかということであり、第二は判決は「現行法の下においては、本件のような憲法二十条項に反する行為がされた場合であっても、その違法性のみを訴訟において確認し、または行政訴訟によって是正する途もなく、原告らとしても違憲性の確認を求める手段としては損害賠償請求訴訟の形を借りるほかなかった」としているが、それは法体系の不備という問題であって憲法判断をすることとは別次元の問題であるということである。第三は、訴訟に勝った国が憲法判断に不満を持つのに控訴できず、靖国神社参拝の違憲性を上級審で十分に審理する道を裁判所自らが閉ざし、最終的に最高裁が憲法判断をするという三審制を否定したことであり、第四は本件に

先行した大阪地裁と松山地裁の判決が憲法判断を避けたが、同じ内容の訴訟において憲法判断をするのか否かという判断が裁判所によって著しく異なるという問題である。靖国神社参拝問題での憲法判断においても統一的な司法の見解を確立するために上級審での審理が必要とされているのである。第五は、小泉首相の靖国神社参拝が神道の教義を広める宗教施設の靖国神社を援助、助長するものであると判決がしていることと、2001年8月における小泉首相の靖国神社参拝の違憲性の根拠として本件以後の小泉首相の言動をあげていることである。

そして、最大の問題としての第六は小泉首相の靖国神社参拝に対する諸外国からの批判を違憲判断の理由としていることであり、それは日本の国内問題に対して外国が干渉することを認めたことになるのである。同時に、国内では小泉首相の靖国神社参拝が合憲か違憲かが問われているにもかかわらず、それが外交問題にすり替えられようとしていることも問題である。

[脱稿日：4月29日]